

## 陳 情 書

本件裁判におきまして、被告報恩社が記載した本件記事の真実性、相当性を主張するにあたりまして不可欠なものがあります。それは、本件裁判の原告の一人である大草一男氏が争った、 X 氏を原告とする裁判、および

Y 氏を原告とする裁判における原告、被告、証人などの陳述書ならびに法廷等における証言、証拠等々であります。これらの詳細がわからなければ、私としましては真実性、相当性を具体的に主張することが不可能であります。

このことは、貴裁判長におかれましてもご了解されておられると聞いておりますが、これらの書類を管理する担当係から直ちに謄写の許可が下りないとのお話があったとのことで、大変に驚いております。

これでは、私は本件裁判において定められた期日までに有効な主張をできないばかりでなく、国民として保障されている裁判を受ける権利すらも実質的に失わせしめられていると言わざるをえません。それらの書証を謄写していただけないということは、私が代表取締役をする弊社の裁判における主張において、決定的に不利益をもたらすことは、詳細に言及するまでもありません。これでは、裁判所によって当否が決められるのではなく、事前手続きの拒否によって、裁判の判決が導き出されるという可能性すら否めません。

前記二つの裁判は本件裁判と密接な関係にあります。真実を究明するためにも、是非ともこれらの裁判に関わる諸書類の謄写を御指示いただき、弊社に与えてくださるよう伏してお願い申し上げます。

平成16年9月29日

東京都板橋区向原3丁目10番25号

株式会社 報 恩 社

代表取締役 北林芳典

